

2017年1月6日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 監視安全課 企画法令係 御中

「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」についての意見

日本生活協同組合連合会

今回、貴省が公表された「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に関して、以下の意見、要望を提出いたします。

1. 健康牛の検査廃止について

国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと認識しています。

また、非定型BSEは孤発性の可能性があります。発生頻度が極めて低く、今後も現行の水準でBSE対策（飼料規制、SRMの再利用禁止、食肉処理工程でのSRM除去等）が継続され、と畜前の生体検査、異常牛や死亡牛のBSE検査が確実に実施されれば、牛や人への感染は防止できるものと考えます。

今回、貴省が食品安全委員会のリスク評価に基づいてBSE国内対策を見直し、健康牛の検査を廃止することについては、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。

2. と畜前の生体検査の適切な実施について

BSE対策の有効性の確認のため、今後もBSEの発生状況を確認することが必要です。引き続き、高リスク牛についてはBSE感染の有無を確認する体制が必要なことから、高リスク牛かどうかの識別がこれまで以上に重要な意味を持つものと考えます。たとえば、非定型BSEは定型BSEと比較して臨床症状が不明確であるとの知見もあり、生体検査においては症状を広くとらえる必要があります。さらに、国内で長期間感染牛が発生していないことで対応が形骸化しないよう、現場に対しリスク管理措置の意味を明確に示していく必要があります。

食品安全委員会から貴省へのリスク評価結果の通知でも「生体検査において全身症状を呈する牛については、現場の検査員に混乱を来さぬよう、具体的な内容を適切に周知する必要がある」との意見が付されています。この意見に従い、現場での判断にぶれが生じたり高リスク牛を見逃したりしないよう、生体検査の意義と判断基準を明確に示していくことが必要です。

3. 最終的な国内BSE対策の整理の必要性について

今回、健康牛のBSE検査が廃止されれば、国内のBSE対策は最終段階に近づくものと考えられます。農林水産省と共同でリスク管理措置全体を総合的に論議し、最終段階

として必要な対策を整理する時期に来ているのではないのでしょうか。

これまでの対応においても、本来はまず BSE 対策のロードマップを示し、対策の有効性を検証しながら計画的に対策を変更していくことが望ましかったと考えます。国民に場当たりの対応と受け取られないよう、計画を事前に示すことが必要です。

4 . BSE 対策についての国民への説明について

11 月に開催された伝達性海綿状脳症対策部会で委員から指摘があったように、BSE 検査の持つ意味が食肉の安全確保のための「スクリーニング」から、BSE の発生状況と対策の有効性を確認するための「サーベイランス」へと変化している状況があります。生体検査や BSE 検査の根拠となる と畜場法は、公衆衛生の見地から必要な規制を行い、国民の健康保護を目的とした法律であることは理解しますが、検査実施の実質的な目的について、誤解が生じない説明が必要と考えます。

同時に、今後も、検査を含む各種の BSE 対策について、それぞれどのような目的で実施するのかを整理し、国民にわかりやすく説明することを要望します。

5 . BSE やプリオン病に関する調査・研究や情報収集等の必要性について

海外では、完全飼料規制実施後も定型 BSE が発生している事例があることから、国内外における定型 BSE の発生やその原因については引き続き情報収集が必要と考えます。また、BSE における「人と牛との種間バリアの存在」についても、現象は知られていますが、そのメカニズム等については十分説明されていないように思います。非定型 BSE については、食品安全委員会の評価書で、定型 BSE に比べ発生頭数も少なく知見が限られている旨述べられています。

食品安全委員会や農林水産省と連携し、今後も引き続き BSE やプリオン病に関する調査・研究や情報収集を進めることを要望します。

以上